

入札特記事項書

入札通知書の注意事項3から6(1)までの規定にかかわらず、入札の無効、失格及び2回目入札については、次の規定を適用する。

1 入札が無効となる場合

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者がした入札
- (4) 入札書の入札金額を訂正した入札
- (5) 入札書の入札金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 連合その他不正の行為があった入札
- (7) 電子入札にあつては、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。）のない入札（市長が別に定めるものを除く。）
- (8) 前各号に規定するもののほか、入札条件に違反した入札
※個別の入札公告で記載します。
※内訳書についての無効事由は別紙「工事費内訳書に関する入札無効の例示」を確認してください。

2 入札が失格となる場合

- (1) 最低制限価格を設定した場合に、最低制限価格未満の金額での入札
- (2) 予定価格が公表されている場合に、この予定価格を上回る金額での入札
- (3) 2回目の入札において、1回目の入札における最低金額（無効となった入札の金額及び最低制限価格を設定した場合の最低制限価格未満の金額を除く。）以上の金額での入札
- (4) 「5 入札の辞退について」の規定に従った辞退届の提出がない場合で、入札当日の欠席

3 2回目の入札に参加できない場合

- (1) 1回目の入札に参加しなかった場合
- (2) 1回目の入札において、無効事由があると認められる場合

4 入札の不調について

- (1) 電子入札及び郵便入札においては、応札者が1者だけであったとしても、入札は不調とせず有効なものとして扱います。
- (2) 対面入札において、指名した事業者のうち1者を除く全社が「5 入札の辞退について」の規定に従った辞退届に提出があった場合は、入札は不調とします。この場合は、遅くとも入札日の前日（前日が土日祝日の場合はこの前日。以下同じ。）午後5時までに、当該1者に対して入札不調の連絡をします。

5 入札の辞退について

入札を辞退する場合は、入札日の前日午後4時までに必着で、所定の様式で入札担当課まで、メール、FAX 又は郵送で辞退届を提出してください。ただし、電子入札の場合は、電子入札で指定した期間内で電子入札システムにより辞退を行ってください。